

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	下郷町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	10.11-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://town.shimogo.fukushima.jp/mainanba-dokujiriyoujimu/

執行機関名 下郷町長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 児童福祉法による障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7.8	
③番号法別表第2の項	10.11	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		下郷町個人番号利用に関する条例 別表第1(第4条関係) 第4の項 保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第2項に規定する費用に関する事務	保育所入所費用徴収規則(昭和44年2月25日規則第1号)第3条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	町長は、次の各号のいずれかに該当する場合、前条に規定する費用の全部又は一部を減免することができる。 (1) 保護者及びその扶養義務者が、災害その他特別の事由によりその費用を負担することができないと認められるとき。
⑦独自利用事務の関連規範		保育所入所費用徴収規則(昭和44年2月25日規則第1号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 9 条 項 1 号	保育所入所費用徴収規則第3条
②事務の内容	児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る <u>事実についての審査に関する事務</u>	保育料減免申請に係る <u>事実についての審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 9 条 項 1 号 ハ	保育所入所費用徴収規則第2条別表保育所徴収金基準額備考2
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該申請者の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
事務2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 10 条 項 1 号	保育所入所費用徴収規則第3条
②事務の内容	児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る <u>事実についての審査に関する事務</u>	保育料減免申請に係る <u>事実についての審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 10 条 項 1 号 イ	保育所入所費用徴収規則第2条別表保育所徴収金基準額表
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請者の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 10 条 項 1 号 ロ	保育所入所費用徴収規則第2条別表保育所徴収金基準額備考3
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請者の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報
備考		